

市民税・県民税申告におけるマイナンバーの取扱いについて



◎ 市民税・県民税申告書には、 マイナンバー(個人番号)の記入が必要です！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、平成29年度から、市民税・県民税申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバー(個人番号)の記入が必要となります。

◎ 申告書を提出する際に、 申告する方の本人確認(番号確認と身元確認)を行います！

成りすましなどの被害を防止するため、申告書を提出する際に、申告する方の本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、次の確認書類をお持ちください。

- ▶ 番号確認 … 記入されたマイナンバー(個人番号)が正しいことを確認します。
- ▶ 身元確認 … マイナンバー(個人番号)の持ち主であることを確認します。

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の本人確認は行いません。
申告者が確認のうえ、正しく記入してください。



1. 本人が窓口で申告書を提出する場合

次の2つの事項について、以下の要領で確認します。

① 本人の番号確認 (右記のいずれか)	○マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元確認が1つで済みます。 ○通知カード ○住民票の写し(個人番号が記載されたもの) など
② 本人の身元確認 (右記のいずれか)	○マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元確認が1つで済みます。 ○運転免許証やパスポート、障害者手帳など、顔写真付証明書類 1点 ○健康保険証や年金手帳など 1点 ○その他顔写真なしの証明書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)2点 など

2. 代理人(同一世帯の親族)が申告書を提出する場合

次の2つの事項について、以下の要領で確認します。

① 本人の番号確認 (右記のいずれか)	○マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元確認が1つで済みます。 ○通知カード ○住民票の写し(個人番号が記載されたもの) など
② 代理人の身元確認 (右記のいずれか)	○マイナンバーカード(個人番号カード) ※番号確認と身元確認が1つで済みます。 ○運転免許証やパスポート、障害者手帳など、顔写真付証明書類 1点 ○健康保険証や年金手帳など 1点 ○その他顔写真なしの証明書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)2点 など

3. 代理人(同一世帯の親族以外)が申告書を提出する場合

「2. 代理人(同一世帯の親族)が申告書を提出する場合」の確認書類に加え、委任状(任意様式)が必要となりますのでご注意ください。

※法定代理人の場合は、委任状に代えて、戸籍謄本などその資格を証明する書類が必要となります。

4. 郵送提出の場合は、該当する本人確認書類のコピー(写し)を同封してください。(委任状は原本を提出してください。)

※本人確認(番号確認と身元確認)ができない場合は、申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載が無かったものとして取扱い、マイナンバーを収集しません。ただし、申告書は有効なものとして受理します。